

## 市川商工会議所「IT ベンダ登録制度運営規則」

本規則は、市川商工会議所「IT ベンダ登録制度」事務局（以下は「本事務局」）が管理する「IT ベンダ登録制度」（以下は「本制度」という。）の運営を円滑に行うために、必要な事項を定めるものです。

### 【目的】第1条

本制度は、市川市内の IT ベンダの支援・交流・研修・案件マッチング等を支援することを目的とします。

### 【サイトの運営管理】第2条

本サイトは、市川商工会議所広報・情報委員会の指導のもと、市川商工会議所内に設置する事務局で運営管理します。

### 【提供するサービス】第3条

本会が本サイトで登録ベンダに提供する基本サービスは次の通りです。

#### 1. 会員および市川商工会議所会員の企業紹介

本会が定めるスキームにより、本制度登録ベンダと IT 支援を求める市川商工会議所会員事業所をマッチング。

#### 2. 会員の自社ホームページへのリンク

本制度ホームページから登録ベンダの自社ホームページへリンクを張ります。

#### 3. 講習会・セミナー・交流会などの開催。

#### 4. 市川商工会議所や本制度協力事業所・関係団体からなどの各種情報の提供

### 【登録】第4条

本制度に登録するには、本会が定める申込書を提出して事務局の承認を得なければなりません。

#### 1. 会員資格

会員資格は、市川商工会議所会員事業所 IT ベンダもしくは市川市内の IT ベンダとします。

なお、市川商工会議所会員事業所でない場合は提供するサービスに制限があります。

## 2.企業情報の提出

入会承認を受けた企業は、当制度が求める資料を提出しなければなりません。

### 【会費】第5条

2010年4月1日時点では会費徴収は行わない。

### 【登録の抹消】第6条

登録の抹消は、登録ベンダから登録抹消の申し出が合った場合、又は事業所の廃止、当制度の運営規則に従わなかった場合、その本事務局が必要と判断した場合に登録を抹消します。

### 【免責事項】第7条

本制度は、本制度の利用者に損害が発生しても一切責任を負いません。

- 1.利用者は取引に関連する責任（メリット・デメリット）を持ちます。
- 2.横受け・共同受注の際は、グループ幹事企業が責任を持つことになります。
- 3.会員は製品・サービスに関連する責任（瑕疵担保責任、PL法など）を持ちます。

### 【規約外の規程】第8条

この規約に定めのない事項については、事務局を経て広報・情報委員会において決定し別に定めることとします。

### 【附則】実施の期間

この規約は、平成22年4月1日から実施します。